令和８年（フ）第１７８１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2479番地１　エスティハイツ　Ａ―101号
債務者　吉田ともこ
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８６号
福岡市博多区千代３丁目５番17―209号　クレタ県庁前
債務者　山田　陽翔
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７８８号
福岡県宗像市鐘崎219番地104
債務者　権田　宏子
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７９４号
福岡市東区多の津５丁目47番23―601号　メテオライトⅢ
債務者　福嶋恒太朗
１　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８０４号
福岡市早良区星の原団地６番301号
債務者　国領かぐみ
１　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８０６号
福岡市南区大橋３丁目21番14号　ＭＨハウスⅡ101号
債務者　田尻　宣幸
１　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８１２号
福岡市城南区田島１丁目15番40号
債務者　森田ミズヱ
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８１９号
福岡市早良区原団地83番401号
債務者　田嶋　美沙
１　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８５１号
福岡市早良区原２丁目４番11号　ものの樹Ａ
債務者　河上　　匡
１　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０４７号
横浜市旭区東希望が丘28番地17　希望ヶ丘パレス202
債務者　細田　聡史
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７５号
横浜市都筑区池辺町4384番地ウェルデンスＤ－ｓｔａｙ　Ｂ207
債務者　千葉理央子
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０３号
横浜市港北区下田町６丁目15番42号　ゆには７　２Ｃ
債務者　小島　英嗣
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３０号
神奈川県茅ヶ崎市元町８番１―401号　ドミトリー茅ヶ崎
債務者　鶴谷　正之
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１７号
横浜市神奈川区菅田町452番地１和み邸・横浜205号、申立時の住所横浜市鶴見区江ケ崎町８番63―514号
債務者　大森　隆明
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２７号
神奈川県藤沢市西富２丁目２番14号　竹の下ハウスＤ
債務者　江成　祐子
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２８号
神奈川県鎌倉市台５丁目４番34―406号
債務者　伊藤　輝代
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１３２号
横浜市旭区今宿町2556番地の18
債務者　木村　　護
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部